

2025 年 8 月 14 日

各 位

会 社 名 ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 森下 一喜
(コード番号：3765 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役 CFO 財務経理本部長 坂井 一也
(TEL：03-6895-1650 (代表))

当社の元従業員による不正行為について

このたび、当社の元従業員（幹部級職員。既に懲戒解雇済みであり、以下「当該元従業員」といいます。）が、過去数年にわたり、架空の業務発注を介し、会社資金を流用するなどの不正行為に及んでいたことが判明いたしました。

当社は、当該元従業員による不正行為の疑いを社内で把握し、外部の法律事務所及び会計事務所のフォレンジックチームの支援を得て当該元従業員による不正行為の有無及び事実関係を解明するための初動調査を行いました。その結果、当該元従業員が、他社が運営する仕事依頼サービスサイトを介して、当社を発注者とし、当該元従業員自身を受注者とした架空の業務発注により、当社から業務委託費として支払われた金員の大部分を着服していたこと等（被害総額約2億4,600万円）を確認しました。また、ある取引先に対し、業務の実態がないにもかかわらず業務委託費を不正に支払うことで当社の資金を流出させていた事実（被害総額約1億円）を確認しました（これらの不正行為を併せ、以下「本件不正行為」といいます。）。これを受け、当社は、独立社外監査役2名を中心とする社内調査チームを組成し、外部の法律事務所及び会計事務所のフォレンジックチームの支援を得て、当該元従業員を含む関係者からのヒアリング、当該元従業員が使用する端末のデジタルフォレンジック等による本件不正行為に関する詳細な事実関係の調査、類似事案の有無の調査、原因分析及び再発防止策の立案（以下「本件調査」といいます。）を進めてまいりました。

当社は、本件不正行為について厳正に対処し、2025年7月24日付で当該元従業員を懲戒解雇するとともに、初動調査の結果判明直後から捜査機関への相談及び刑事告訴に向けた協議を重ね、当該元従業員に対する告訴受理に向けた具体的協議を進めており、また、捜査機関による捜査活動に全面的に協力しております。そのため、捜査活動への支障を考慮し、本件不正行為の詳細につきましては、公表を差し控えさせていただきます。

株主・投資家の皆様、取引先をはじめ関係各位に多大なるご迷惑とご心配をお掛けすることとなり、深くお詫び申し上げます。

本件不正行為による2026年3月期の連結業績への影響は軽微ですが、今後開示すべき事項が発生した場合は速やかに開示を行います。また、今後の再発防止策の進捗状況については、年内を目処に開示いたします。

当社は、本件不正行為を受け、本件調査や再発防止に向けた取組み、役員報酬の減額等を、下記のとおり実施しております。

記

1. 社内調査チームによる本件調査の結果の概要

本件調査の結果、本件不正行為は当該元従業員による単独の不正行為であって組織性がないことを確認しております。また、会計監査人とも協議の上、当該元従業員が関与した発注取引の精査その他の類似事案調査を実施しましたが、当該元従業員または他の当社従業員による、本件不正行為に類似するその他の不正行為は検出されませんでした。

本件不正行為は、裁量と権限を有する幹部級職員であった当該元従業員が悪意をもって単独で行った不正であり、当該元従業員は不正の発覚を避けるための隠蔽工作を行うなどしていたことから、当社として検知が著しく困難であったという事情があります。もっとも、本件不正行為の発生を受け、当社として社内体制に問題がなかったかを真摯に検証した結果、本件不正行為が発生した原因または背景として、以下の要因が影響したものと分析しました。

- 上述のとおり、当該元従業員のコンプライアンス意識の著しい欠如
- 外部業者との取引発注・支払承認の稟議プロセスにおいて、一定の範囲の稟議案件の適正性については発注部署において責任を持って検証・判断する仕組みを採用していたところ、かかる仕組みの中で裁量と権限を有し、当該プロセスを熟知した幹部級職員が悪意を持って行う不正行為を抑止するまでの機能を十分に有していなかったこと
- 業務円滑化及び情報の機密性確保の観点から、結果として、当該元従業員に対する権限集中が発生し、その業務内容が他の従業員から把握困難になっていたことにより、チェックが十分に機能しなかったこと
- 取引不正リスクの認識・評価が不十分であったことに起因する内部監査による不正リスクに対応した個別取引のモニタリングが十分に機能しなかったこと

2. 再発防止策と今後の対応について

当社は、本件調査の結果を受け、以下の再発防止策を実施することとしました。今後は、これらを適切に整備・運用することにより再発防止を徹底いたします。

(1) コンプライアンス教育・研修の拡充

当社グループにおけるコンプライアンス意識を醸成するため、社内の教育及び研修を拡充してまいります。

具体的には、不正が発見された場合に、当社が、会社として懲戒解雇や刑事告訴など厳正に対処すること、及びその結果、従業員個人に重大な結果が生じることを従業員に周知して不正を抑止します。また、他社事例など具体的な不正事例を紹介すること等により、不正リスクに対する従業員の感度を高め、内部通報制度の積極的な利用を促すことなどを盛り込んだ教育及び研修を実施いたします。

(2) 外部業者との取引発注・支払承認の稟議プロセスにおける内部統制の改善

第1線の各部門における発注稟議については、外部業者との取引発注における決裁権限の上限額の見直しの要否を含む検討を行った上で、社内ルールの改善を実施いたします。

また、第2線部門である財務経理本部において支払承認における牽制機能を強化すべく、特に、検収書のない取引について支払承認プロセスを改善します。

(3) 内部監査によるモニタリングの強化

前例を踏まえた不正リスク評価の見直しを行い、リスクベースアプローチによる内部監査を強化してまいります。

また、本件不正行為と類似する性質を有する取引を抽出し、実態確認を行う事後的なモニタリングを実施いたします。

当社は、既に、当該元従業員による本件不正行為による被害金の回収に着手しており、今後も捜査機関の捜査に全面的に協力し、本件不正行為について法的措置を含め適切に対応をしてまいります。

3. 役員報酬の減額について

当該元従業員は既に2025年7月24日付で懲戒解雇しております。また、本件調査の結果、本件不正行為は当該元従業員による単独の不正行為であり、その他の役職員の関与がないことが確認されておりますが、以下のとおり、本件の経営責任を明確にするため、指名・報酬委員会での審議結果を踏まえ、取締役（5名）の役員報酬の減額を行っております。

代表取締役社長	2025年8月より月額基本報酬の30%を3か月間減額
業務執行取締役	2025年8月より月額基本報酬の10%を3か月間減額

以上